

特殊法人等の役職員の給与等の水準(平成 21 年度)

平成 22 年 8 月 10 日

内閣官房行政改革推進室(行政改革推進本部事務局)は、特殊法人等(9法人^{注1})の役職員の給与水準等について、各法人及び主務大臣の公表結果(平成 21 年度分)を取りまとめました。

特殊法人等については、総人件費改革の一環として、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)において、国家公務員に準じて平成 18 年度以降 5 年間で 5% 以上の人員の純減又は人件費の削減を基本とする取組を行うこととされているとともに、法人の透明性を一層高める観点から、各法人及び主務大臣はその給与水準について国家公務員との比較を公表することとされております。

本年は 6 月 30 日までに、各法人及び主務大臣において、平成 21 年度分の役職員の給与等の水準を公表しております。

注 1: 沖縄振興開発金融公庫、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、日本銀行、株式会社日本政策金融公庫、放送大学学園、日本年金機構、日本中央競馬会、農水産業協同組合貯金保険機構の 9 法人。

(参考)

- ・ 特殊法人等は、業務全般に係る主務大臣の監督の下、適切な運営を確保する制度となっておりますが、その役職員の具体的な給与水準等については労使交渉を経て各法人において決定される仕組みとなっております。
- ・ これまで、特殊法人等の役職員の給与等については、人事院勧告を受けて毎年閣議決定される政府としての取扱方針(「公務員の給与改定に関する取扱いについて」)に基づき、法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう対処する扱いがなされております。

1. 職員の給与水準(資料 1 参照)

給与水準公表対象となった 9 法人のうち、機構より定額の人件費を出向者の出身銀行へ支払う形態となっている銀行等保有株式取得機構、平成 22 年 1 月設立の日本年金機構を除いた 7 法人を 1 つの法人とみなして総合的に国家公務員と比較した指数については、

- 事務・技術職員の対国家公務員指数(年齢勘案)は 130.6 であった(昨年度と比べ、△0.8 ポイントとなっている。)
- 研究職員の対国家公務員指数(年齢勘案)は 141.9 であった(昨年度と比べ、2.9 ポイントの増加となっている。)

なお、7 法人中 5 法人において、前年度より対国家公務員指数(年齢勘案)が低下している(事務・技術職員)。

	平均年間給与額	対国家公務員指数 (年齢勘案)			対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)		
		21 年度	20 年度	21 年度 対前年度差	20 年度	21 年度	対前年度差
事務・技術職員	(千円) 8,055 (6,950)	131.4	130.6 (111.7)	△0.8 (△19.7)	127.1	125.9 (110.4)	△1.2 (△16.7)
研究職員	11,789	139.0	141.9	2.9	147.6	150.1	2.5

(注) 1 「対国家公務員指数」は、各法人の事務・技術職員又は研究職員の給与を、国家公務員(行政職(一)又は研究職)の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)である。

2 平均年間給与額は、対国家公務員指数算出対象となった職員の年間給与総額を全対象職員数で除した数値である。

3 括弧書きは、日本年金機構を含めた数値を記載している。

給与水準が高い理由として、法人はおおむね次のような理由を挙げている。

- ① 人材確保のため、同業種の民間機関（政策金融機関については民間金融機関等）等における給与水準の実情を勘案の上、給与水準を決定している。
- ② 事務所が大都市にあり、民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当の額が多い。
- ③ 業務の特性から、高度な専門知識を有する人材を必要としており、国家公務員と比較し高い学歴の職員が多く、それに応じて給与が高くなっている。

2. 常勤役員の報酬の支給状況(平均)(資料2参照)

法人の長、理事、監事の平均報酬は、前年度比でそれぞれ減少している。

	20年度	21年度	対前年度差	対前年度比
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
法人の長	22,293	20,692	△1,601	△7.2
理事	18,567	16,902	△1,605	△9.0
監事	14,850	13,506	△1,344	△9.1

(注) 給与水準公表対象となった9法人のうち、常勤役員が存在しない銀行等保有株式取得機構を除いた8法人の支給総額を役員数で除した数値を記載している。

3. 常勤役員の退職手当の支給状況(資料3参照)

業績勘案率（各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会が0.0から2.0の範囲で役員の業績に応じて決定する率）の決定によって退職手当支給額が確定し、平成21年度中に退職手当の支払のあった役員は計8人で、総額約9,700万円が支給された。

	退職役員数	支給総額	平均在職期間	平均支給額	業績勘案率
	(人)	(千円)		(千円)	
法人の長	1 (7)	42,192 (125,529)	12年 (5年2月)	42,192 (17,933)	「1.5」
理事	6 (41)	49,561 (258,769)	4年10月 (2年9月)	8,260 (6,311)	「1.0」～「1.4」
監事	1 (8)	5,352 (26,674)	4年 (2年4月)	5,352 (3,334)	「1.0」

(注)1 退職手当の支給額については、各法人における役員報酬・退職金の支給基準や役員の在職期間に応じて異なっている。

2 ()内は平成20年度実績である(昨年度当事務局総括公表資料より抜粋)。

4. 総人件費改革の取組(資料4参照)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成18年度以降5年間で5%以上の人件費の削減を基本として取り組んでいる。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、総人件費改革4年目にあたる平成21年度における全体の取組状況をみると、基準となる平成17年度実績に比して人件費削減を行う2法人においては合計約7.3億円減(△14.7%)、人員削減を行う6法人においては合計510人減(△3.2%)となっている。

(注)日本年金機構は、総人件費改革の削減対象法人となっていない。

(1) 人件費の削減を行う法人

法人数	基準となる金額	平成 21 年度実績	進捗状況(基準に対する増減)	
	平成 17 年度		金額	削減率
2	(千円) 3,756,549	(千円) 3,031,334	(千円) △725,215	(%) △14.7

(2) 人員の削減を行う法人

法人数	基準となる人数	平成 21 年度実績	進捗状況(基準に対する増減)	
	平成 17 年度		人数	削減率
6	(人) 15,909	(人) 15,399	(人) △510	(%) △3.2

(注)1 平成 22 年 3 月 31 日現在の法人における取組状況の集計である。

2 人件費の削減率には、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率を記載している。

なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成 18 年度は 0%、平成 19 年度は +0.7%、平成 20 年度は 0%、平成 21 年度は △2.4%となっている。

3 削減率については、人件費の削減を行う法人と人員の削減を行う法人のそれぞれの対象法人の削減率を単純平均している。

4 人件費の削減を行う法人に含まれる放送大学学園については、平成 20 年度で廃止された(独)メディア教育開発センターの業務が平成 21 年 4 月 1 日に移管されたため、「基準となる金額」欄の数字は移管前のメディア教育開発センターの金額を加えて修正した額となっている。

5. 人件費の状況(資料5参照)

平成 21 年度の最広義人件費(20 年度途中で設立された日本政策金融公庫、21 年度途中で設立された日本年金機構を除いた 7 法人^{注6}の合計)は、前年度と比較して約 38 億円減少し、約 1,141 億円となった。

	平成 20 年度	平成 21 年度		対前年度差
			構成比	
	(千円)	(千円)	(%)	(千円)
給与、報酬等支給総額	69,595,459	68,102,452	64.1	△1,493,007
退職手当支給額	12,525,539	12,184,700	5.0	△340,839
非常勤役員等給与	24,743,012	23,174,312	13.4	△1,568,700
福利厚生費	11,076,469	10,652,788	17.5	△423,681
最広義人件費	117,940,479	114,114,252	100.0	△3,826,227

(注)1 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役員に支給された報酬、給与、賞与、その他手当の合計額であり、総人件費改革の対象経費である。

2 「退職手当支給額」とは、常勤役員に支給された退職手当の支給額である。

3 「非常勤役員等給与」とは、非常勤役員、臨時職員等に支給された給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。

4 「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。

5 「最広義人件費」とは、注 1 から注 4 における各人件費の合計額である。ただし、四捨五入の関係で、合計は一致しないことがある。

6 沖縄振興開発金融公庫、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、日本銀行、放送大学学園、日本中央競馬会、農水産業協同組合貯金保険機構の 7 法人。20 年 10 月に設立された株式会社日本政策金融公庫、22 年 1 月に設立された日本年金機構については、20 年度と 21 年度の実績額の比較ができないため合計から除いている。

7 放送大学学園については、平成 20 年度で廃止された(独)メディア教育開発センターの業務が平成 21 年 4 月 1 日に移管されたため、「平成 20 年度」欄の数字には移管前のメディア教育開発センターの平成 20 年度における金額を含んでいる。

資料1 職員の給与

(1) 事務・技術職員

主務省	法人名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給与額 (千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	180	40.6	7,903	131.3	129.9	△ 1.4	134.7	135.2	0.5
金融庁	預金保険機構	164	46.8	8,941	123.7	122.1	△ 1.6	108.5	105.3	△ 3.2
財務省	日本銀行	3,650	40.8	8,059	129.2	129.7	0.5	124.2	124.5	0.3
	株式会社日本政策金融公庫	7,058	40.4	7,876	130.9	128.9	△ 2.0	127.2	124.5	△ 2.7
文部科学省	放送大学学園	148	46.3	7,387	107.4	106.9	△ 0.5	109.0	108.3	△ 0.7
厚生労働省	日本年金機構	10,991	41.0	5,713	/	90.8	/	/	92.3	/
農林水産省	日本中央競馬会	1,092	40.8	9,158	146.6	149.7	3.1	141.9	144.3	2.4
	農水産業協同組合貯金保険機構	15	50.3	9,384	120.5	115.5	△ 5.0	101.3	95.9	△ 5.4
7法人		12,307	40.7	8,055	131.4	130.6	△ 0.8	127.1	125.9	△ 1.2
全法人(8法人)		23,298	40.9	6,950	131.4	111.7	△ 19.7	127.1	110.4	△ 16.7

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成22年6月30日時点)を取りまとめたものである。
 2 「対国家公務員指数」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員(行政職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層ラスパイレズ指数)である。
 3 銀行等保有株式取得機構については、常勤職員が全員会員銀行等からの出向者であり、出向契約に基づき、機構より定額を出身銀行へ支払う形態となっているため、「対国家公務員指数」は算出していない。
 (なお、出向者は6人、平均年齢43.2歳、平均年間給与額(機構支給分)4,333千円である。)
 4 全法人欄の対国家公務員指数は、平成21年度における対国家公務員指数公表対象法人(8法人)について、8法人を1つの法人とみなして総合的に国家公務員と比較した指数である。7法人欄は、平成22年1月に設立された日本年金機構を除いた数値である。
 5 全法人欄の年間平均給与額は、対国家公務員指数算出対象となった職員の年間給与総額を全対象職員数で除した数値である。7法人欄は、平成22年1月に設立された日本年金機構を除いた数値である。
 6 株式会社日本政策金融公庫の平成20年度の指数については、統合前の旧4法人(国民生活金融公庫・国際協力銀行・農林漁業金融公庫・中小企業金融公庫)から引き続き勤務していた常勤職員の年間給与額を基に算出している。
 7 日本年金機構は平成22年1月に設立された法人であり、平成21年度の年間実績が示せないため、推計額を基に算出している。

(2) 研究職員

主務省	法人名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給与額 (千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差
農林水産省	日本中央競馬会	46	43.5	11,789	139.0	141.9	2.9	147.6	150.1	2.5
全法人(1法人)		46	43.5	11,789	139.0	141.9	2.9	147.6	150.1	2.5

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成22年6月30日時点)を取りまとめたものである。
 2 「対国家公務員指数」は、各法人の研究職員の給与を、国家公務員(研究職)の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層ラスパイレズ指数)である。
 3 平成21年度における対国家公務員指数公表対象法人(研究職員)は日本中央競馬会のみであった。

資料2 役員の報酬

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況（千円）			（参考）		
		法人の長	理事	監事	支出予算総額 （百万円）	役員数 （人）	職員数 （人）
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	※ 4,460	※ 2,457	-	23,618	5	216
		※ 19,148	※ 14,150				
			16,324				
			※ 1,694				
			※ 12,269				
			※ 3,091				
金融庁	預金保険機構	22,133	※ 7,773	-	28,927,832	5	361
			※ 7,443				
			17,337				
			17,404				
			17,508				
	銀行等保有株式取得機構	-	-	-	20,524,563	6	6
財務省	日本銀行	34,920	27,592	15,646	191,387	17	4,804
			27,592	※ 1,331			
			26,458	14,439			
			※ 20,401	15,646			
			※ 297				
			26,458				
			26,458				
			26,458				
			21,322				
			21,322				
		21,322					
		21,322					
		21,322					
		21,322					
		20,221					
		23,135	22,119	15,755	2,470,631	22	8,107
			22,119	15,755			
			21,141				
			21,141				
			21,141				
		21,141					
		18,209					
		18,209					
		18,209					
		18,209					
		18,209					
		18,209					
		17,020					
		17,020					
		17,020					
		17,020					
		17,020					
		17,020					
文部科学省	放送大学学園	18,264	17,815	13,050	17,646	7	350
			※ 10,572				
			15,062				
			※ 5,081				
			※ 9,403				
厚生労働省	日本年金機構	※ 3,398	※ 2,918	※ 2,414	19,209	10	11,776
			※ 2,785				
			※ 2,761				
			※ 2,761				
			※ 2,980				
			※ 2,713				
			※ 2,779				
			※ 2,787				
農林水産省	日本中央競馬会	22,731	19,845	※ 11,771	2,783,258	13	1,829
			※ 3,459	※ 3,571			
			※ 14,757				
			※ 3,459				
			※ 14,901				
			17,246				
			17,278				
			17,312				
			17,235				
			17,471				
			※ 3,346				
			※ 14,021				
			※ 3,346				
		※ 13,986					
	※ 3,274						
	※ 14,002						
	農水産業協同組合貯金保険機構	17,348	14,191	-	13,116	2	18
8法人平均		20,692	16,902	13,506			

(注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容（平成22年6月30日時点）を取りまとめたものである。
2 「常勤役員の年間報酬の状況」は、役員が年度途中で着任等した場合であっても実額を記載している。
3 「-」は該当する役員がないことを示す。
4 「年間報酬」には、諸手当を含む。
5 「理事」には、副理事長、理事長代理等を含む。（日本銀行においては、審議委員も含む。）
6 「役員数」は、平成21年度末の常勤役員数である。
7 「職員数」は、平成21年度末の常勤職員数である。
8 「※」印は、平成20年度の在籍期間が1年間に満たないことを示す。
9 法人平均欄は、給与水準公表対象となった9法人のうち、常勤役員が存在しない銀行等保有株式取得機構を除いた8法人の支給総額を役員数で除した数値を記載している。

資料3 役員の退職手当の支給状況

(1)法人の長

主務省	法人名	支給額 (千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
			年	月		
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	42,192	12	0	平成21年5月30日	1.5
法人の長計		42,192				

(2)理事

主務省	法人名	支給額 (千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
			年	月		
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	3,854	2	2	平成21年5月30日	1.4
金融庁	預金保険機構	17,725	8	0	平成21年9月7日	1.4
財務省	日本銀行	18,468	5	0	平成21年12月2日	-
文部科学省	放送大学学園	2,380	1	11	平成21年7月13日	1.0
農林水産省	日本中央競馬会	3,567	6	1	平成21年2月28日	-
		3,567	6	1	平成21年2月28日	-
理事計		49,561				

(3)監事

主務省	法人名	支給額 (千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
			年	月		
財務省	日本銀行	5,352	4	0	平成21年3月31日	1.0
監事計		5,352				

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成22年6月30日時点)を取りまとめたものである。
 2 常勤役員について記載している。
 3 平成21年度中に退職手当の支払のあった者のみを記載している。
 4 「理事」には、副理事長、理事長代理等を含む。(日本銀行においては、審議委員も含む。)
 5 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乘ずる率であり、各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。
 6 支給額の合計欄は、全法人の支給額を単純合計した数値を記載している。

資料4 総人件費改革の取組

(1) 人件費の削減を行う法人

主務省	法人名	削減目標	達成度合いを測る基準 (平成17年度実績)	平成21年度実績	進捗状況		削減率 (補正值)
					金額	削減率	
金融庁	銀行等保有株式取得機構	5%	(千円) 30,000	(千円) 26,000	(千円) △ 4,000	% △ 13.3	△ 11.6
文部科学省	放送大学学園	5%以上	3,726,549	3,005,334	△ 721,215	△ 19.4	△ 17.7
合計(2法人)			3,756,549	3,031,334	△ 725,215	△ 16.3	△ 14.7

(2) 人員の削減を行う法人

主務省	法人名	削減目標	達成度合いを測る基準 (平成17年度実績)	平成21年度実績	進捗状況	
					人数	削減率
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	5.2%	(人) 229	(人) 221	(人) △ 8	% △ 3.5
金融庁	預金保険機構	5.1%	391	366	△ 25	△ 6.4
財務省	日本銀行	5%以上	4,980	4,821	△ 159	△ 3.2
	株式会社日本政策金融公庫	5%以上	8,364	8,129	△ 235	△ 2.8
農林水産省	日本中央競馬会	5%以上	1,923	1,842	△ 81	△ 4.2
	農水産業協同組合貯金保険機構	5%以上	22	20	△ 2	△ 9.1
合計(6法人)			15,909	15,399	△ 510	△ 3.2

- (注) 1 本表は、原則、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成22年6月30日時点)を取りまとめたものである。
- 2 各法人は、人件費削減計画に定められた人件費の削減又は人員の純減を図ることとしており、本表は、平成17年度を基準とした目標達成の進捗状況を示すものである。
- 3 削減の対象となる人件費の範囲は、常勤の役員及び職員に支給される報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。
- 4 純減の対象となる人員の範囲は、常勤の役員及び職員である。
- 5 削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。
なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は+0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は△2.4%となっている。
- 6 削減率の合計については、人件費の削減を行う法人と人員の削減を行う法人のそれぞれの対象法人の削減率を単純平均している。
- 7 人件費の削減を行う法人に含まれる放送大学学園については、平成20年度で廃止された(独)メディア教育開発センターの業務が平成21年4月1日に移管されたため、「達成度合いを測る基準(平成17年度実績)」欄の数字は移管前のメディア教育開発センターの金額を加えて修正した額となっている。
- 8 日本年金機構については、総人件費改革の削減対象法人となっていない。

資料5 給与、報酬等支給総額

主務省	法人名	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	対前年度比較増減	
				増減額 (千円)	対前年度比 (%)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	1,883,656	1,835,729	△ 47,927	△ 2.5
金融庁	預金保険機構	2,920,728	2,973,258	52,530	1.8
	銀行等保有株式取得機構	27,000	26,000	△ 1,000	△ 3.7
財務省	日本銀行	40,699,172	40,107,620	△ 591,552	△ 1.5
	株式会社日本政策金融公庫	^(注5) 〔34,252,966〕	66,341,157	-	-
文部科学省	放送大学学園	^(注6) 3,325,818	3,005,334	△ 320,484	△ 9.6
厚生労働省	日本年金機構	-	^(注4) 〔18,050,877〕	-	-
農林水産省	日本中央競馬会	20,522,529	19,949,917	△ 572,612	△ 2.8
	農水産業協同組合貯金保険機構	216,556	204,594	△ 11,962	△ 5.5
合計	7法人計 ^(注7)	69,595,459	68,102,452	△ 1,493,007	△ 2.1
	(参考)全法人計 ^(注8)	103,848,425	152,494,486	-	-

(注)1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容（平成22年6月30日時点）を取りまとめたものである。

2 「給与、報酬等支給総額」は、すべての常勤役員及び常勤職員に係る平成21年度に支給した報酬（給与）、賞与、その他手当の合計額である。

3 「対前年度比較増減」の「対前年度比」は、平成20年度と21年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

4 日本年金機構については平成21年度途中で設立されたため、平成21年度欄には設立以降の実績・実額を記載している。

5 株式会社日本政策金融公庫は平成20年度途中で設立されたため、平成20年度欄には設立以降の実績・実額を記載している。

6 放送大学学園については、平成20年度で廃止されたメディア教育開発センターの業務が平成21年4月1日に移管されたため、「平成20年度」欄には放送大学学園及び移管前のメディア教育開発センターの平成20年度における金額の合計値を記載している。

7 7法人計は、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構を除いた額を記載している。

8 全法人計は、年度途中で設立された法人であるか否かにかかわらず、単純に合計した金額を記載している。

資料5(参考1) 最広義人件費

主務省	法人名	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	対前年度比較増減	
				増減額 (千円)	対前年度比 (%)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	2,741,584	2,892,793	151,209	5.5
金融庁	預金保険機構	3,476,828	3,547,200	70,372	2.0
	銀行等保有株式取得機構	27,919	26,820	△ 1,099	△ 3.9
財務省	日本銀行	57,735,783	56,717,570	△ 1,018,213	△ 1.8
	株式会社日本政策金融公庫	^(注5) 43,656,003	84,354,927	-	-
文部科学省	放送大学学園	^(注6) 6,419,316	5,825,566	△ 593,750	△ 9.2
厚生労働省	日本年金機構	-	^(注4) 2,748,716	-	-
農林水産省	日本中央競馬会	47,265,390	44,852,053	△ 2,413,337	△ 5.1
	農水産業協同組合貯金保険機構	273,659	252,250	△ 21,409	△ 7.8
合計	7法人計 ^(注7)	117,940,479	114,114,252	△ 3,826,227	△ 3.2
	(参考)全法人計 ^(注8)	161,596,482	221,217,895	-	-

(注)1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容（平成22年6月30日時点）を取りまとめたものである。

2 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・「給与、報酬等支給総額」(すべての常勤役員及び常勤職員に係る平成21年度に支給した報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額)
- ・「退職手当支給額」(すべての常勤役員及び常勤職員に係る平成21年度に支給した退職手当の支給額)
- ・「非常勤役員等給与」(すべての非常勤役員、非常勤職員、臨時職員等に支給した給与(手当)額(退職手当支給額を含む。))
- ・「福利厚生費」(すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。))に係る法定福利費(健康保険、厚生年金、介護保険、労働保険の負担額等)と法定外福利費(職員の医療衛生、保険、レクリエーション等の費用等)の合計額)

3 「対前年度比較増減」の「対前年度比」は、平成20年度と21年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

4 日本年金機構については平成21年度途中で設立されたため、平成21年度欄には設立以降の実績・実額を記載している。

5 株式会社日本政策金融公庫は平成20年度途中で設立されたため、平成20年度欄には設立以降の実績・実額を記載している。

6 放送大学学園については、平成20年度で廃止されたメディア教育開発センターの業務が平成21年4月1日に移管されたため、「平成20年度」欄には放送大学学園及び移管前のメディア教育開発センターの平成20年度における金額の合計値を記載している。

7 7法人計は、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構を除いた額を記載している。

8 全法人計は、年度途中で設立された法人であるか否かにかかわらず、単純に合計した金額を記載している。

資料5(参考2) 平成21年度の最広義人件費の内訳

(単位:千円、%)

主務省	法人名	給与、報酬等支給総額 (A)	構成比	退職手当支給額 (B)	構成比	非常勤役員等給与 (C)	構成比	福利厚生費 (D)	構成比	最広義人件費 (A) + (B) + (C) + (D)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	1,835,729	63.5	407,872	14.1	247,822	8.6	401,370	13.9	2,892,793
金融庁	預金保険機構	2,973,258	83.8	36,716	1.0	189,136	5.3	348,090	9.8	3,547,200
	銀行等保有株式取得機構	26,000	96.9	0	0.0	600	2.2	220	0.8	26,820
財務省	日本銀行	40,107,620	70.7	9,507,290	16.8	585,806	1.0	6,516,854	11.5	56,717,570
	株式会社日本政策金融公庫	66,341,157	78.6	4,719,769	5.6	1,231,536	1.5	12,062,465	14.3	84,354,927
文部科学省	放送大学学園	3,005,334	51.6	37,937	0.7	2,377,220	40.8	405,075	7.0	5,825,566
厚生労働省	日本年金機構	18,050,877	79.3	1,529,242	6.7	699,955	3.1	2,468,642	10.9	22,748,716
農林水産省	日本中央競馬会	19,949,917	44.5	2,192,092	4.9	19,762,941	44.1	2,947,103	6.6	44,852,053
	農水産業協同組合貯金保険機構	204,594	81.1	2,793	1.1	10,787	4.3	34,076	13.5	252,250
合計	8法人計 ^(注6)	134,443,609	71.3	16,904,469	5.5	24,405,848	13.5	22,715,253	9.7	198,469,179
	(参考)全法人計	152,494,486	72.2	18,433,711	5.7	25,105,803	12.3	25,183,895	9.8	221,217,895

(注)1 「給与、報酬等支給総額(A)」は、すべての常勤役員及び非常勤職員に係る平成21年度に支給した報酬(給与、賞与、その他手当の合計額)である。

2 「退職手当支給額(B)」は、すべての常勤役員及び非常勤職員に係る平成21年度に支給した退職手当の支給額である。

3 「非常勤役員等給与(C)」は、すべての非常勤役員、非常勤職員、臨時職員等に支給した給与(手当)額(退職手当支給額を含む。)である。

4 「福利厚生費(D)」は、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費(健康保険、厚生年金、介護保険、労働保険の負担額等)と法定外福利費(職員の医療衛生、保険、レクリエーション等の費用等)の合計額である。

5 「最広義人件費」は、上記A～Dの各人件費の合計額である。

6 日本年金機構については、設立以降の額を記載している。そのため、合計欄の8法人には含めていない。

7 全法人計は、年度途中で設立された法人であるか否かにかかわらず、単純に合計した数値である。

資料6 特殊法人及び認可法人の役職員の給与水準を公表しているHP等一覧

○内閣府所管

(主務府省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
沖縄振興開発金融公庫	http://www.cao.go.jp/kikan/yakushokuin.html	沖縄振興局参事官室 (調査金融担当)	03-3581-1027

(法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
沖縄振興開発金融公庫	http://www.okinawakouko.go.jp/foi/pdf/fa00-04/yakushokuinhoushu21.pdf	総務部総務課	03-3581-3241

○金融庁所管

(主務府省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
預金保険機構	http://www.fsa.go.jp/koueki/20100630/01.pdf	監督局総務課信用機構対応室	03-3506-6000 (内線: 3256)
銀行等保有株式取得機構	http://www.fsa.go.jp/koueki/20100630/02.pdf	総務企画局企画課信用制度参事官室	03-3506-6000 (内線: 3582)

(法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
預金保険機構	http://www.dic.go.jp/soshiki/svokuin2009.pdf	総務部人事課	03-3212-6110
銀行等保有株式取得機構	http://www.bspc.jp/pdf/kvuyvo.pdf	運営企画室	03-3553-1761

○財務省所管

(主務府省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	http://www.mof.go.jp/jouhou/sonota/tokusyu.htm http://www.mof.go.jp/jouhou/sonota/ninka.htm	大臣官房文書課	03-3581-7699

(法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
日本銀行	http://www.boj.or.jp/type/release/adhoc10/data/un1006g.pdf	総務人事局	03-3279-1111
株式会社日本政策金融公庫	http://www.ifc.go.jp/common/pdf/publicinfo_info_houkyu2010.pdf	企画管理本部 総務部人事課	03-3270-0637

○文部科学省所管

(主務府省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
放送大学学園	http://www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/icsFile/s/afieldfile/2010/06/29/1295234_025.pdf	生涯学習政策局生涯学習推進課	03-6734-3460

(法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
放送大学学園	http://www.u-air.ac.jp/hp/osirase/kvuykyuyokou/index.html	総務部総務課	043-298-4210

○厚生労働省所管

(主務府省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
日本年金機構	厚労省HP>所管の法人>特殊法人>資料 を案内	年金局事業企画課	03-3595-2770

(法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
日本年金機構	http://www.nenkin.go.jp/disclosure/index.html	労務管理部給与G	03-5344-1100

○農林水産省所管

(主務府省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	http://www.maff.go.jp/j/corp/tokusvu/index.html	大臣官房秘書課	03-6744-2394

(法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
日本中央競馬会	http://jra.jp/company/keiei/pdf/official_h21.pdf	人事部人事課	03-3591-5251
農水産業協同組合貯金保険機構	http://www.sic.or.jp/pdf/hk_h21.pdf	総務部総務班	03-3285-1270

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在。

○行政改革の重要方針(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正)(抄)

4 総人件費改革の実行計画等

(1) 総人件費改革の実行計画

ウ その他の公的部門の見直し

② 特殊法人及び認可法人(注 1)

(ア) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標(今後 5 年間で 5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請する。

(イ) 各法人の人件費削減の取組は、主務大臣の要請を踏まえ、今後 5 年間で 5%以上の人員の純減又は人件費(注 2)の削減を行うことを基本とする。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。また、各法人の長は、これらの内容について人件費削減計画の策定に取り組むものとする。

(ウ) 主務大臣は、法人の予算の認可等に当たり、これらの取組が適切になされているかどうかを厳正に審査する。また、上記(イ)の取組を踏まえ、各法人に対する補助金等を抑制する。

(エ) 各法人及び主務大臣は、各法人の給与水準について、国家公務員との比較(ラスパイレス指数)の公表を行うとともに、本部において取りまとめ公表する。

(注 1) 対象法人は、特殊法人等整理合理化計画の対象とされた法人から、同計画に沿って廃止、民営化等及び独立行政法人化のための措置が講じられた法人、共済組合類型の法人として整理された法人、日本放送協会、日本赤十字社並びに特殊会社を除き、放送大学学園及び銀行等保有株式取得機構を加えたもの(ただし、住宅金融公庫にあっては平成 19 年 3 月 31 日までの間は対象とする。)

(注 2) 今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)(抄)

(独立行政法人等における人件費の削減)

第五十四条 特殊法人及び認可法人のうち政令で定めるもの(次項において「対象法人」という。)は、その役員及び職員の数又はこれらに係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度におけるこれらの数又は額からその百分の五に相当する数又は額以上を減少させることを基本として、役員及び職員の数又は人件費の削減に取り組まなければならない。

二 対象法人を所管する大臣は、前項の規定による削減の取組について、必要な指導を行うものとする。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令(平成 18 年 6 月 2 日政令第 207 号)(抄)

(法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人及び認可法人)

第二条 法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人は第一号に掲げるとおりとし、同項の政令で定める認可法人は第二号に掲げるとおりとする。

- 一 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、日本中央競馬会及び放送大学学園
- 二 銀行等保有株式取得機構、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構及び預金保険機構

○特殊法人の役員の給与について(平成 10 年 9 月 29 日閣議決定)

特殊法人の役員の給与については、「特殊法人等の整理合理化について」(平成 9 年 12 月 26 日閣議決定) 第 1 の 5 において定められた方針に従って対処しているところであるが、さらに、現下の厳しい状況にかんがみ、当面、同閣議決定第 1 の 1 にいう特殊法人においては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)の指定職俸給表 11 号俸相当額の範囲内で適切に調整することとし、平成 11 年度から実施するものとする。

○特殊法人等の役員の給与・退職金等について(平成 14 年 3 月 15 日閣議決定)(抄)

1 特殊法人等の役員の給与及び退職金

- (1) 特殊法人等(日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、士業団体、事業者団体中央会及び共済組合類型の法人を除く。以下同じ。)の役員の給与については、平成 14 年度から平均 1 割程度削減することとし、法人ごとの具体的な削減額は内閣官房長官が別に定めるものとする。
- (2) 特殊法人等の役員の退職金の支給率については、平成 14 年度から現行の在職期間 1 月につき俸給月額 $\frac{36}{100}$ を $\frac{28}{100}$ に引き下げることとし、平成 14 年 4 月 1 日以降の在職期間について適用する。

なお、上記以外の特殊法人等であって、支給率を在職期間 1 月につき $\frac{28}{100}$ 以上としているものにあっても、同様とする。

○独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について(平成 15 年 12 月 19 日閣議決定)(抄)

1 独立行政法人

(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 15 年 9 月 16 日閣議決定)の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

(1) 役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額 $12.5 / 100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会(以下「委員会等」という。)が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。

(2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。

(3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。

(4) 各役員の退職金の支給額については、上記 1 (3) に準じて、公表する。

○公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成 21 年 8 月 25 日閣議決定)(抄)

3 (4) 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

あわせて、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づく給与水準の適正化等に着実に取り組む。

また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっても、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう対処するとともに、主務大臣の要請を踏まえた人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組につき、必要な指導を行うなど適切に対応する。特殊法人等の役職員の給与等についても、法令等に基づき公表する。

○経済財政改革の基本方針 2009(平成 21 年 6 月 23 日閣議決定)(抄)

第 4 章 今後の財政運営の在り方

1. 平成 22 年度予算の基本的考え方

(3) 新たな行政改革の取組

- ・独立行政法人について、来年度に中期目標期間が終了する統合予定法人の見直しを前倒す等により、「独立行政法人整理合理化計画」を確実に実施する。
- ・独立行政法人、特殊法人等、国と特に密接な関係を持つ公益法人等における役員の報酬・退職金について、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」等の趣旨を踏まえ点検を行う。

(参考)

○独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)(抄)

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

- ① 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。
 - ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。
 - イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。
 - ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。
 - エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。
 - オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。
- ② 各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。
- ③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

対国家公務員指数の算出方法

1. 比較職種

同種の職種間で給与水準を比較

○すべての特殊法人等

⇒法人の「事務・技術職員」と国の「行政職俸給表（一）適用職員」を比較

○特殊法人等に研究職員が在職する場合

⇒法人の「研究職員」と国の「研究職俸給表適用職員」を比較

2. 比較する給与

年間給与額について比較

※年間給与額とは、公表を行う年度の前年度に支給された給与額（月例給、賞与等の合計額）から、超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除いた額

3. 比較方法（対国家公務員指数の算出方法）

比較対象法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、法人に国の給与水準を持ち込んだ場合の給与水準を100として算出（法人基準年齢階層ラスパイレズ指数）

（考え方）

$$\frac{\text{法人の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}}{\text{国の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}} = \frac{\text{法人が現に支給している給与費}}{\text{国の給与水準で支給したと仮定した場合の給与費}}$$

【具体的算出例】（事務・技術職員を国家公務員と比較する場合）

	年齢階層 (歳)	国（行政俸給表（一） 適用職員）	特殊法人等（事務・技術職員）	
		平均年間給与額 (a)	人員 (b)	平均年間給与額 (c)
1	20～23	3,000 千円	1 人	3,500 千円
2	24～27	3,700 千円	5 人	4,200 千円
3	28～31	4,500 千円	5 人	5,200 千円
4	32～35	5,400 千円	5 人	5,700 千円
5	36～39	6,300 千円	5 人	6,800 千円
6	40～43	7,200 千円	5 人	8,100 千円
7	44～47	8,200 千円	4 人	8,300 千円
8	48～51	8,700 千円	4 人	9,200 千円
9	52～55	8,900 千円	3 人	9,700 千円
10	56～59	9,000 千円	3 人	10,000 千円

（注）「平均年間給与額」等の数値は、算出例を示すために作成したサンプルデータである。

（例）

○特殊法人等が現に支給している給与水準

$$\begin{aligned} & \{ (b1 \times c1) + (b2 \times c2) + (b3 \times c3) + (b4 \times c4) + (b5 \times c5) + (b6 \times c6) + (b7 \times c7) + (b8 \times c8) + (b9 \times c9) + (b10 \times c10) \} \div \\ & (b1+b2+b3+b4+b5+b6+b7+b8+b9+b10) \\ & = 282,600 \div 40 \\ & = \underline{7,065} \end{aligned}$$

○国の水準で支給した場合の給与水準

$$\begin{aligned} & \{ (b1 \times a1) + (b2 \times a2) + (b3 \times a3) + (b4 \times a4) + (b5 \times a5) + (b6 \times a6) + (b7 \times a7) + (b8 \times a8) + (b9 \times a9) + (b10 \times a10) \} \div \\ & (b1+b2+b3+b4+b5+b6+b7+b8+b9+b10) \\ & = 259,800 \div 40 \\ & = \underline{6,495} \end{aligned}$$

○对国家公務員指数

$$7,065 \div 6,495 \times 100 = \boxed{108.8}$$